

広島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中世羅三和線	府中市久佐町字ツカ丸一〇二八七番一地从先から府中市久佐町字ツカ丸一〇二八七番一地先まで	令和四年三月一四日